

◆ ご存知ですか！くらしに役立つ「計量のはなし」・・・1ページ

◆ 平成 25 年度商品量目立入検査結果・・・・・・・・・・4ページ

発行
横須賀市消費生活センター
横須賀市本町2丁目1番地
市立総合福祉会館2階
電話 046-821-1312
相談 046-821-1314
FAX 046-821-1315

ご存知ですか？

くらしに役立つ「計量のはなし」

昨年 12 月に行われたボクシングの WBA・IBF 世界スーパーフライ級王座統一戦の際に、ベネズエラのソリス選手が減量に失敗し、ウエイトオーバーで WBA 王座を剥奪されたというニュースがあり、全国的に「計量」という言葉が注目されました。また、お年頃の人ならば、毎日、体重計（はかり）に載って、一喜一憂なんてこともありますよね。

でも今回お話しする「計量」や「はかり」はちょっと専門的なお話です。

私たちは、店頭で売られている肉や魚のグラム表記やはかりの数値を信じて毎日の買い物をしています。水道、ガス、電気の使用量や肉、魚などの食料品の計量には様々なはかり（計量器）が使用されています。私たちの日常の健康管理にも体温計や血圧計などが使われています。また、環境を監視するために大気汚染の測定などに使われる計量器もあり、「はかる」という行為は、私たちの日々の暮らしと密接な関わりを持っています。もし「はかり」の表示が間違っていたら、消費者は不利益を被ってしまいます。このように正しい計量は、取引や証明、健康管理、快適な環境の維持などに大切な役割を果たしています。

今回は、日常生活に役立つ計量の知識と計量に関する市の仕事をご紹介します。

1. 正しい計量器の供給は？

小売店や病院などで使用されるはかり、水道メーター、ガスメーター、ガソリンスタンドの燃料油メーター、タクシメーター、健康管理に欠かせない体温計や血圧計など 18 種類の計量器を計量法では「特定計量器」と定めています。

これらの特定計量器の内、取引や証明に使われるものについては、製造、修理したものを国や都道府県などの公的機関が、その構造や誤差が基準を満たしているかを検査します。この検査を「検定」と言い、検定に合格した計量器には検定証印が付けられています。

また、国や都道府県などの公的機関による「検定」の他に、一定レベルの品質管理能力があるとして経済産業大臣の指定を受けた事業者は、製造した計量器を自ら検査し、基準適合証印を付けることができます。これを指定製造事業者制度と言います。検定証印または基準適合証印が付いていない特定計量器は、取引や証明に使えません。

コラム

Q：家庭用のはかりは特定計量器か？

A：キッチンスケールやヘルスメーターは、家庭内での調理材料の計量や体重測定などに使用されることを想定しています。そのために「家庭用」の基準は、「検定」の合格基準よりも緩やかな基準になっています。したがって、「家庭用」のはかりは、特定計量器ではなく、取引や証明に使用することはできません。

2. はかりの定期的な検査は？

検定証印や基準適合証印の付いた正確なはかりも、使用している間に誤差が生じる場合があります。

そこで小売店や病院などで使用されているはかりは、2年に一度、法定の定期検査を受けることが義務付けられています。

この定期検査は、主に都道府県や特定市（横須賀市は特定市）などが行いますが、国家資格を持った計量士による検査でこれに代えることもできます（代検査）。

検査に合格したはかりには、合格した年月と次回検査年が表示された「定期検査済合格ステッカー」が張られています。このステッカーが張られていないはかりや「次回検査年」に達しているのに定期検査を受けていないはかりは、取引や証明に使用できません。

なお、横須賀市では、市内を北部地域（追浜、田浦、逸見、衣笠行政センター管内及び本庁管内の一部）と南部地域（大津、浦賀、久里浜、北下浦、西行政センター管内と本庁管内の一部）の2つに分けて、隔年で横須賀市が委託した指定定期検査機関である公益社団法人神奈川県計量協会が検査を行っています。

3. 正確な計量が基本

内容量 300g と表示されている商品の中身は、正しく 300g に計量されていなければなりません。

しかし、どんなに注意して計量しても、ある程度の誤差が生じてしまいます。そこで計量法では許される誤差（量目公差）の範囲内で計量することを義務付けています。

この量目公差は、不足の場合だけが法律で規制されており、都道府県や特定市などでは立入検査などで量目公差の範囲を超えて少ない商品があった時は、必要に応じて販売事業者等に勧告・公表・改善命令を行い、正確な計量が行われるよう努めています。

なお、量目公差が生じる主な原因としては、①風袋（ふうたい）量に対する注意不足（引かなければいけない風袋量の引き忘れや引き間違い）、②乾燥しやすい商品の自然減量に対する注意不足、③粗雑な計量（水平や零点など計量器の点検調整が不十分、計量器の周囲が乱雑ではかりに物が挟まっていたり接触している、計量器にエアコンなどの風が当たっている）、④ラベルの張り間違いによる不適切な表示などが考えられます。

4. その他の計量の仕事

本市は、計量法における特定市として、特定計量器の検査の他に、次のような業務も行っています。

(1) 特定計量器立入検査

ガソリンスタンドの燃料油メーター、タクシーメーター、水道メーター、ガスメーター、液化石油ガスメーターなど、有効期間が定められている特定計量器のある事業所への立入検査を実施しています。

(2) 商品量目立入検査

適正な計量の実施を確保するため、中元時期及び年末年始時期にスーパーなどに立入、自店詰め商品などの重さと表示が適正である

かを検査しています。検査の対象となる商品は、精肉、鮮魚、青果、惣菜の4部門の商品です。

(3) 商品量目試買検査

お茶、コーヒー豆、乾麺、スパゲティ、砂糖、スナック菓子などのような、立入検査では量目実態の把握が難しい密封商品などについて、神奈川県及び県内の8特定市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市）と共同で商品を買上げ、量目検査を行っています。

また、消費者から計量不足に関する情報が寄せられた場合には、その小売店で販売されている当該商品を購入して、適正な計量がなされているか否かを検査し、必要に応じて販売事業者などに勧告・公表・改善命令を行っています。

(4) 計量管理強調月間運動の実施

計量のPRなど計量思想の普及推進を図っています。（毎年11月）

(5) 正量取引強調月間運動の実施

正量取引強調月間運動を実施し、小売店などの正量取引に対する意識の向上を図っています。（毎年6月と12月）

コラム

Q：計量記念日はいつですか？

A：経済産業省では現行の計量法が施行された平成5年11月1日にちなみ、以降11月1日を「計量記念日」と定め、計量法の適切な実施とともに計量思想の普及啓発に努めています。

（横須賀市の計量のホームページ） <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2498/keiryo/>

平成25年度商品量目立入検査結果

消費生活センターでは、商取引における適正な計量を確保するため、商品の流通量が増加する中元時期と年末・年始時期の年2回、市内のスーパーや生協などが自店で計量しパック詰め販売している生鮮食料品（精肉、鮮魚、野菜・果物、惣菜など）を対象に、内容量が表示どおり正しく入っているかどうかを調べる商品量目立入検査を行っています。

量目検査成績

検査戸数	18戸	不適正戸数	0戸	不適正戸数率	0.0%
検査件数	528件	不適正件数	0件	不適正件数率	0.0%

* 不適正戸数とは、不足件数が検査件数の5%を超えた店舗数をいいます。

* 不適正件数とは、量目公差（計量法で定められた不足量の許容範囲）を超えた不足件数をいいます。

品種別成績

項目	食肉類		魚介類		青果類		その他		計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
過量	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
正量	100	100.0	188	100.0	155	100.0	85	100.0	528	100.0
不足	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	100		188		155		85		528	

* 過量とは、計量法令等で定められた基準を超えて多いものをいいます。

* 不足とは、量目公差（計量法で定められた不足量の許容範囲）を超えて少ないものをいいます。

消費生活に関する相談窓口のご案内

横須賀市消費生活センター（横須賀市にお住まいの方のみ）

相談受付時間：月曜から金曜（年末年始・祝日を除く）
午前8時30分～午後4時30分

電話番号：046-821-1314

※土、日、祝日・夜間のご相談は **かながわ中央消費生活センター**

相談受付時間：月曜から金曜（年末年始・祝日を除く）
午前9時30分～午後7時

土・日・祝日

午前9時30分～午後4時30分

電話番号：045-311-0999